制度7. 擁壁改修工事補助金

~擁壁改修工事補助とは~

高崎市では、地震発生時における擁壁の倒壊等による災害を防止し、擁壁の安全性を確保するための工事として、損傷、腐食等の劣化が確認できる擁壁を改修する工事費用の一部を**予算の範囲内で**補助します。

申請資格	(1)市税を滞納していない個人又は法人であること。
中间具份	(2) 擁壁の所有者又は擁壁の所有者から同意を得ている者であること。
工事要件	(1) 住宅(居住部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。)に係る 道路沿いの高さ2mを超える擁壁で、損傷、腐食その他の劣化が確認 できるものを除却し、新たに高さ2mを超える擁壁を築造する工事で あること。 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び特定遊興飲食店営業の用に供する部分のある建築物に係る擁壁は対象外。 (2) 新たな擁壁の位置については、道路側へ超えない位置に築造する工事であること。 ※狭あい道路(幅員が4m未満でセットバックが必要な道路)沿いである場合は、事前に相談が必要となる。 (3) 築造工事については、次のいずれかに該当する工事であること。 ①建築基準法に基づく建築確認済証の交付を受けて実施する工事で、工事完了後に検査済証の交付を受けられる工事 ②宅地造成及び特定盛土等規制法(以降「盛土規制法」という。)に基づく許可証の交付を受けて実施する工事で、工事完了後に検査済証の交付を受けられる工事 (4) 市内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者が施工するものであること。
補助金額	除却工事及び築造工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額に相当する額とし、上限額は100万円 ※乗じて得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額
注意事項	 (1)本補助金の交付決定後に着手する予定の工事であること(契約締結済であったり、工事着手している場合は申請不可)。 (2)申請の受付は令和7年5月12日(月)から11月28日(金)まで。 (3)令和8年2月27日(金)までに完了報告を提出すること。 (4)本補助金の支払いは完了報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担すること(本補助金の事前支払いは不可)。 (5)申請者、見積書の宛て名、契約書の発注者、領収書の宛て名、補助金振込み先の口座名義人は原則すべて同じであることが条件。 (6)補助金の交付は、対象となる敷地につき1回限りとする。

〇申し込み時に必要な書類

	書類名	条件等
必要な書類	申請書(様式第6号)	
	納税証明書(市税等について滞 納額がない証明)	申請者が市税を滞納していないことを証明する もの(申請日前3か月以内に取得したもの)
	委任状	代理者を選任する場合 ※参考様式あり
	所有者からの工事に対する同 意書	申請者が所有者以外の場合又複数所有者の場合 ※参考様式あり
	案内図	
	擁壁の位置図	擁壁の除却前後の位置が確認できるもの
		除却する擁壁の状況(高さ、延長など)が確認 できるもの
	工事費用見積書	補助対象経費が分かるもの ※参考様式あり
	建築確認済証の写し及び設計 図書	建築基準法に基づく建築確認済証の交付を受け て実施する築造工事の場合
	盛土規制法に基づく許可証の 写し及び設計図書	盛土規制法に基づく許可証の交付を受けて実施 する築造工事の場合
	申請条件確認シート	すべての項目にチェックが入っていること

〇工事が終わったら必要な書類(完了報告提出時)

	書類名	条件等
必要な書類	完了報告書(様式18号)	
	事業実施報告書(様式第19号)	
	工事請負契約書の写し	
	検査済証の写し	建築基準法又は盛土規制法に基づくもの
	工事写真 <u>(日付入り・カラー)</u>	工事前、工事中及び完成後の状況写真 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真
	領収書の写し	請負業者の住所表記が高崎市内であり、領収書 の宛て名が申請者となっていること
	請求書(様式第16号)	
	通帳等の写し	申請者名義の通帳又はキャッシュカード

○お願い 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

~ 制度7、 擁壁改修工事補助金 手続きの流れ ~ 擁壁所有者 高崎市 ※建築基準法で規定する道路沿いの擁壁が対象です。そ <事前確認> のため、事前にその該当の有無について、建築指導課 の窓口で確認をしていただく必要があります。 なお、幅員が4m未満でセットバックが必要な道路の 場合は、補助申請前に生活道路拡幅協議書を提出する 必要があります。新たな擁壁の築造工事については、 建築確認 原則セットバック位置が確定し、生活道路拡幅協議が 締結されないと着手できませんので、ご注意ください。 ※倉渕地域においては、幅員が4m以上の公共の道路沿 いの擁壁であるか否かが条件となりますので、幅員等 <申し込み時> の確認については、倉渕支所農林建設課にてご確認を お願いします。 ※新たな擁壁の築造工事は、建築基準法に基づく建築確 認済証又は盛土規制法に基づく許可証の交付を受けてからでないと、申込みをすることができませんので、 申し込みに必要な書類の提出 ご注意ください。 ※令和7年5月12日(月)~11月28日(金) 書類審査⇒審査結果のお知らせ ※補助金交付決定までは、概ね1~2週間程度 (補助金交付決定通知書の発行) ※高崎市内の施工業者へお願いしてください 擁壁改修工事着手 (補助金交付決定通知後に契約締結し、工事に着手) <終わったら> 業者へ工事代金の支払い (業者から領収書が発行) ※令和8年2月27日(金)までに提出 完了報告書類の提出 ※完了報告書提出から補助金支払いまで 3週間~1ヶ月程度要します 書類の審査 (書類に不備がないことが前提) 補助金の支払い お問合せ先、受付窓口 〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35番地 1 建築指導課(11F) 電話:027-321-1271 FAX:027-323-5296 メールアト゛レス: kenchikushidou@city. takasaki. gunma. jp 業務時間 平日 AM8 時 30 分~PM5 時 15 分